

平成19年第4回邑楽町議会定例会議事日程第3号

平成19年12月27日（木曜日） 午前10時開議

邑楽町議会議場

- 第 1 議員派遣の件
- 第 2 閉会中の継続調査報告について
- 第 3 閉会中の継続調査について
- 第 4 議発第4号 金子正一氏（現邑楽町長）に関わる公職選挙法第189条第1項第2号違反及び多数の有権者に対する現金配布について、群馬県警察本部並びに大泉警察署に要望書を提出することについての決議案

追加議事日程 12月26日開催の邑楽町議会の一般質問での金子町長の裁判に関する発言の取り消しと謝罪を求める動議

○出席議員（15名）

| | | | |
|-----|------------|-----|------------|
| 1番 | 田部井 健 二 議員 | 2番 | 黒 川 洋 子 議員 |
| 3番 | 小 沢 泰 治 議員 | 5番 | 山 田 晶 子 議員 |
| 6番 | 岩 崎 律 夫 議員 | 7番 | 加 藤 和 久 議員 |
| 9番 | 小 島 幸 典 議員 | 10番 | 立 沢 稔 夫 議員 |
| 11番 | 小 倉 修 議員 | 12番 | 横 山 英 雄 議員 |
| 13番 | 本 間 恵 治 議員 | 14番 | 細 谷 博 之 議員 |
| 15番 | 相 場 一 夫 議員 | 16番 | 石 井 悦 雄 議員 |
| 17番 | 大 野 栄 議員 | | |

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | |
|---------|---|
| 金 子 正 一 | 町 長 |
| 川 田 定 昭 | 教 育 長 |
| 小 林 徳 義 | 総 務 課 長 |
| 立 沢 茂 | 企 画 課 長 |
| 神 谷 長 平 | 庁 舎 建 設 室 長 |
| 小 島 哲 幸 | 税 務 課 長 |
| 金 子 重 雄 | 産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長 |
| 並 木 邦 夫 | 生 活 環 境 課 長 |
| 増 尾 隆 男 | 保 険 年 金 課 長 |
| 横 山 正 行 | 土 木 課 長 |
| 中 村 紀 雄 | 都 市 計 画 課 長 |
| 岡 村 静 代 | 住 民 課 長 |
| 諸 井 政 行 | 福 祉 課 長 |
| 宮 沢 孝 男 | 会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長 |
| 石 井 貞 男 | 水 道 課 長 |
| 遠 藤 幸 夫 | 学 校 教 育 課 長 |
| 堀 井 隆 | 生 涯 学 習 課 長 |

○職務のため議場に出席した者の職氏名

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 田 | 口 | 茂 | 雄 | 事 | 務 | 局 | 長 |
| 飯 | 塚 | 勝 | 一 | 書 | | | 記 |

◎開議の宣告

○横山英雄議長 これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

[午前10時03分 開議]

◎日程第1 議員派遣の件

○横山英雄議長 日程第1、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。会議規則第118条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することにし
たいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○横山英雄議長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は配付のとおり派遣することに決定いたしました。

◎日程第2 閉会中の継続調査報告について

○横山英雄議長 日程第2、閉会中の継続調査報告について議題とします。

最初に、総務・文教常任委員長から視察調査の報告をお願いします。

立沢総務・文教常任委員長。

○立沢稔夫総務・文教常任委員長 おはようございます。視察調査報告、総務・文教常任委員会より
ご報告を申し上げます。

総務・文教常任委員会の視察調査報告をいたします。視察期日及び場所、目的、参加者は別紙に
記載のとおりでございます。視察の概要ですが、石岡市立八郷学校給食センターは、茨城県石岡市
にある2つの学校給食センターの内の1つであり、石岡市には小中学校が27校あり、このうち15校
分の2,700食分を八郷学校給食センターで賄っています。八郷学校給食センターは、平成15年4月
1日に開設され、3,743平方メートルの敷地に1,561平方メートルの建物を新築したもので、総事業
費は6億6,906万7,000円であります。厨房仕様は、ドライシステムを取り入れ、調理能力は1日当
たり3,500食であり、本町の給食センターとおおむね同じような感じでございます。

特徴として、検収室では野菜や果物類の受け入れと肉、魚の受け入れ口を明確に区分し、交錯し
ないように配慮されていた点や、調理室内ではサラダやあえものなどの料理を保冷する大型冷蔵庫
を設け、配送までの温度管理を徹底していました。また、食器やトレイの消毒、保管では、食器や
トレイを配送するコンテナに収納し、コンテナともども消毒、保管するコンテナ消毒システムを採
用していました。さらに、準備室を調理室と洗浄室にそれぞれ設けるなど、人による汚染防止を徹
底していました。当給食センターは、徹底した衛生管理システムと最新の調理機器が導入され、安

全、衛生を第一に、栄養バランスとバラエティーに富んだ料理を短時間に提供することができるよう整備されていました。

次に、鹿嶋市立学校給食センターも視察いたしました。鹿嶋市の学校給食は、昭和48年共同調理場としてスタートして以来34年が経過し、施設の改善が望まれていましたが、平成17年度、18年度で建設され、平成19年9月に稼働となりました。鹿嶋市には、17の小中学校と6つの幼稚園があり、これらの学校給食は中学校1校を除きすべてこの学校給食センターで賄っています。

鹿嶋学校給食センターは、4,568平方メートルの敷地に、延べ床面積1,916平方メートルの建物を建設したもので、総事業費は8億8,725万円であります。厨房仕様は、ドライシステムを取り入れ、調理能力は1日当たり6,300食と大きく、本町の給食センターの倍の供給能力であります。鹿嶋学校給食センターも、八郷学校給食センターと同様に徹底した衛生管理システムと最新の調理機器が導入されていました。運営面では、低コストを実現するため、全面民間委託方式を採用するなどの合理化にも取り組んでいました。

本町の学校給食センターは、築後28年が経過し老朽化が進んでいます。学校給食衛生管理基準に基づいたドライ化及び食育と環境を考慮した施設、設備の導入など「安全・衛生を第一とした給食」が提供できる給食センターのあり方について今後の施設整備を進めるに当たっての参考となるものであります。

それから、最後に、訪問地として篠塚伊賀守ゆかりの地、神栖市波崎を訪ねてまいりました。伊賀守にまつわる礎石は、宝蔵院の裏手にある道祖神境内にあり、雑木林の巨木の傍らに立っていました。この礎石は、伊賀守がこの地に上陸したときに乗っていた船の礎を記念に残したものとされています。この地を訪ねまして、邑楽町篠塚を生地として、南北朝時代に名を残した篠塚伊賀守に思いをはせることが大いにできました。

以上、簡単でございますけれども、総務・文教常任委員会の視察調査報告といたします。

○横山英雄議長 次に、厚生・環境常任委員長から視察調査報告をお願いいたします。

小島厚生・環境常任委員長。

○小島幸典厚生・環境常任委員長 視察研修の報告をいたします。

視察調査報告、厚生・環境常任委員会。厚生・環境常任委員会の視察調査報告をいたします。

視察期日及び場所、目的、参加者は別紙記載のとおりです。

視察の概要ですが、特別養護老人ホーム「一重の里」は、仙台市太白区秋保町に平成19年5月20日にオープンした。定員は60名、ショートステイ30名の施設であります。現在の入所者認定区分別の内訳は、要介護2が11名、要介護3が13名、要介護4が20名、要介護5が16名であり、合計60名となっております。この施設は、完全個室で、全国的にも初めての入所者1人2部屋のプライベート空間を有したユニット型施設となっております。そのため、家族が遊びに来て、そのまま宿泊することも可能であります。

この施設は、パーソナルケアとして「施設に入所してからも利用者の営んできた生活を継続し、また人権を尊重した生活を送っていただくこと」を目指しているとのことであります。実際、入所者の部屋を見学した際、入所者がかつて自宅で使っていたたんすなどの家具が置かれ、愛着のある小物とともに施設でも継続して使用している状況を確認することができました。

特別養護老人ホーム「一重の里」は、その先進的な施設とともに運営においても居宅に近い居住環境のもとで、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行い、入所前の生活と入所後の生活が連続したものとなるよう配慮されていました。入所者の個人負担については、月額15万を超える額であり、邑楽町近隣の同様施設との比較では約2万5,000円の負担増となっていました。このことは、充実した施設の建設コストが影響したものと思われ、施設と負担のバランスについて今後の検討課題となるものと認識を持ちました。

ケアに対する考え方は、今後本町において施設が設置される場合の参考となるもので、町民が施設入所した場合も個人の生活リズムに沿った、その人その人個別の暮らしと心穏やかな生活ができるような施設整備、運営が望まれるものです。

今後ますます高齢化が進む中、高齢者一人一人がみずからの意思に基づき持てる能力を發揮し、住みなれた地域で生き生きと健やかに生活を送り、介護が必要となっても尊厳を持ち続けられる町づくりの必要性を強く感じました。

次に、知的障害者授産施設蔵王すずしろですが、この施設は原則18歳以上の知的障害を持った人が、通所により仕事をしながら自立、社会復帰のための訓練などを行っています。全国の授産施設に通う知的障害者の平均工賃は、月額1万2,000円から1万3,000円と低い現状ですが、地域で自立した生活を望む障害者がふえ、工賃をどう引き上げるかが大きな課題となっています。

蔵王すずしろは、知的障害者が自活できる工賃を目標に、付加価値が高く安定した需要が期待できるグルメ豆腐を生産しています。その製品は、宮城県産のシロメ大豆、蔵王の冷たい水を使い、にがりを使用した昔ながらの製法で味が濃く、おいしい豆腐として評判が高いそうです。また、原料や製法にこだわるだけでなく、販路開拓や宣伝、製品の改良も継続して行っています。豆腐は、地元の生協や大手スーパーも扱い、平成17年には仙台の百貨店に直売店をオープンさせ、インターネットを使った販売も行っております。他の商品も合わせ年間売上額も1億5,000万円に達しています。現在の平均工賃は約6万円で、10万円を超える人もおり、全国から高い注目を集めています。

蔵王すずしろは、仕事の質と工賃の額にこだわるとともに、障害が重い人も質の高い仕事をしてもらい、自主性と主体性を大切に、能力、適性に応じ一人一人が分担し、責任を持って一つの豆腐をつくっているのが大きな成功の理由であります。製品の人気と高い工賃は、通所者の働く意欲や喜びにもつながっています。企業への就職が難しい障害者が地域で自立した生活ができるような仕組み及び工賃アップの取り組みの必要性を感じました。この施設の一つの経営目的が、作業のどんな高度技術でも、また難しい仕事でも、それを細かく分解して簡単な作業にするという理念でやっ

ていることが、また取り入れていることが大変すばらしい、また高収益のもととなっていることと私たちは思いました。

以上、厚生・環境委員会の視察調査報告といたします。

○横山英雄議長 以上で委員長からの報告を終わります。

◎日程第3 閉会中の継続調査について

○横山英雄議長 日程第3、閉会中の継続調査について議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に印刷配付してあります継続調査事項一覧表のとおり申し出がありました。

お諮りします。各委員長より申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定いたしました。

◎議発第4号 金子正一氏（現邑楽町長）に関わる公職選挙法第189条第1項第2号違反及び多数の有権者に対する現金配布について、群馬県警察本部並びに大泉警察署に要望書を提出することについての決議案

○横山英雄議長 日程第4、議発第4号 金子正一氏（現邑楽町長）に関わる公職選挙法第189条第1項第2号違反及び多数の有権者に対する現金配布について、群馬県警察本部並びに大泉警察署に要望書を提出することについての決議案を議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。

本間議員。

○13番 本間恵治議員 ただいまご紹介をいただきました金子正一氏（現邑楽町長）に関わる公職選挙法第189条第1項第2号違反及び多数の有権者に対する現金配布について、群馬県警察本部並びに大泉警察署に要望書を提出することについての決議案の趣旨説明を行います。

提出者は、私本間恵治、そして賛成者には小倉修氏、そして石井悦雄氏の2名の議員に署名していただいておりますことをあらかじめご報告させていただきます。文章を読んで説明にかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

金子正一氏（現邑楽町長）に関わる公職選挙法第189条第1項第2号違反及び多数の有権者に対する現金配布について、群馬県警察本部並びに大泉警察署に要望書を提出することについての決議案
本議会は、以下の理由により、金子正一氏（現邑楽町長）に関わる公職選挙法第189条第1項第

2号違反及び多数の有権者に対する現金配布について、群馬県警察本部並びに大泉警察署に、別紙のとおり要望書を提出する。

以上決議する。

平成19年12月27日

邑楽町議会

理由

平成19年9月25日、金子正一氏（現邑楽町長）が、町選管に追加提出した収支報告書は、提出期限を大幅に経過しており、公職選挙法第189条第1項第2号に違反している。

この条項は、選挙に関わる買収行為を未然に防止するために定められているものであると法解釈できることから、これに違反した場合の罰則規定も厳罰となっている。

故に、別紙（No. 1 及びNo. 2）記載の事実経過からして、金子正一氏（現邑楽町長）が出納責任者を通じて多数の有権者に配布した現金は、労務者報酬としては、大きな疑惑の念を抱かざるを得ない。

よって、公職選挙法を遵守しなければならない議員の職責と政治倫理に鑑み、公職選挙法違反の再発を防止するため、町議会としてこれを決議するものである。

別紙の1です。

金子正一氏（現邑楽町長）に関わる公職選挙法違反についての事実経過

1. 金子正一氏（現邑楽町長）は、平成19年4月22日に執行された邑楽町議会議員選挙から約3ヶ月を経過した同年7月31日、多数の有権者に対し、当時の出納責任者を通じて、現金を配布した。

2. 金子正一氏（現邑楽町長）は、現金を配布した日からわずか約1ヶ月後の同年8月31日、記者会見し、次期町長選挙に出馬することを表明した。

3. 大野栄議員が、現金を受け取った有権者からの証言を受け、平成19年9月18日、本会議において、収支報告書にその氏名の記載がないことなどを指摘したところ、金子正一氏は新聞記者に対し、「買収ということは一切ない。収支報告書にも間違いはなく、修正は考えていない。」とコメントした。

しかし、一方で実際に現金を配布した出納責任者は、新聞記者の取材に対して、現金を配布したことを認めただけで、「頼まれて配ったが、全員支援者で日当を払っただけ。」とコメントした。

両者のコメントは、大きく食い違っている。

4. 平成19年9月26日、金子正一氏（現邑楽町長）は、上記コメントから一転し、「（現金を配布したのは）単純作業を手伝ってもらった近所の人ばかり。報告書をうっかり出し忘れていた。悪意は全くない。」と収支報告書を町選管に追加提出した。

その収支報告書によると、平成19年7月31日に労務者22名に対して報酬を支払ったとして追加記載されている。しかし、町議会議員選挙直後に提出された報告書に記載されている労務者は、わず

か4名である。

5. 公職選挙法第189条第1項第2号では、収支報告書の追加提出期限を「収入及び支出のあった日から7日以内」と定めており、本件は、明らかに同法に違反し、罰則規定である同法第246条第1項第5号の2に該当する。

別紙2。

金子正一氏（現邑楽町長）が出納責任者を通じて多数の有権者に配布した現金は、労務者報酬としては、大きな疑惑の念を抱かざるを得ない理由。

1. 町議会議員選挙から約3ヶ月も経過してから現金を配布していること。
2. 現金配布からわずか1ヶ月後に町長選挙に出馬表明していること。
3. 本会議で指摘をされてから報告書の追加提出をしていること。
4. 新聞記者に対するコメントが一転していること。（「収支報告書にも間違いはなく、修正は考えていない。」としていたが、出納責任者が、現金配布を認めたため、報告書を急遽追加提出した。）
5. 金子正一氏と出納責任者のコメントが一致していないこと。（出納責任者は、現金を配布したのは「全員支援者」としているが、金子正一氏は、「単純労働を手伝ってもらった近所の人ばかり」としている。）
6. 「支援者」に現金を配布することは、当然買収行為であること。

以上のようなことから、要望書を群馬県警察本部長、そして大泉警察署長あてに提出するものがあります。中身につきましては

邑楽町議会は、平成19年12月定例会を開き、「金子正一氏（現邑楽町長）に関わる公職選挙法第189条第1項第2号違反及び多数の有権者に対する現金配布について、群馬県警察本部並びに大泉警察署に要望書を提出することについての決議案」を可決いたしました。

この決議は、連日、公職選挙法違反に関する報道が後を絶たない中で、公職選挙法違反の再発を防止し、より安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するために本会議で成されたものであります。

金子正一氏に関わる今回の事件は、再三にわたり新聞報道されたものであり、町内でも話題となっている事件であります。

町行政安定のためにも、早急に厳正な捜査をされることを望みます。

何卒、決議の趣旨につきまして、深いご理解を賜ります様、お願い申し上げますとともに、決議内容及び添付資料をご査収いただき、公職選挙法の遵守に向けて更なるご尽力をいただけます様、邑楽町議회를代表して要望書を提出いたします。

ということで、そのほかにお手元に資料が配付されております。邑楽町町議選「有権者に現金」ということで、読売新聞に載った記事、それから公職選挙法第189条の内容、そして金子氏が町長選に出馬したときの記事、そして当選証書をいただいたときの金子氏の会見、そして第246条の選

挙運動に関する収入及び支出の規制違反ということで、お手元に資料を配付してありますので、そちらに対しては目を通していただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

小倉議員。

○11番 小倉 修議員 議発第4号 金子正一氏（現邑楽町長）に関わる公職選挙法第189条第1項第2号違反及び多数の有権者に対する現金配布について、群馬県警察本部並びに大泉警察署に要望書を提出することについての決議案について、賛成といたします。

○横山英雄議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議発第4号 金子正一氏（現邑楽町長）に関わる公職選挙法第189条第1項第2号違反及び多数の有権者に対する現金配布について、群馬県警察本部並びに大泉警察署に要望書を提出することについての決議案を採決します。

なお、この採決は無記名投票で行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○横山英雄議長 ただいまの出席議員数は14名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に加藤和久議員、小島幸典議員、立沢稔夫議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

念のために申し上げます。本決議案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。

〔投票用紙配付〕

○横山英雄議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○横山英雄議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

田口事務局長。

○田口茂雄事務局長 それでは、点呼をとらせていただきます。

1番、田部井健二議員、2番、黒川洋子議員、3番、小沢泰治議員、5番、山田晶子議員、6番、岩崎律夫議員、7番、加藤和久議員、9番、小島幸典議員、10番、立沢稔夫議員、11番、小倉修議員、13番、本間恵治議員、14番、細谷博之議員、15番、相場一夫議員、16番、石井悦雄議員、17番、大野栄議員。

以上であります。

○横山英雄議長 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

加藤和久議員、小島幸典議員、立沢稔夫議員、立ち会いを願います。

〔開 票〕

○横山英雄議長 投票の結果を報告します。

投票総数14票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしています。

そのうち、有効投票14票、無効投票0票。

有効投票のうち

賛成 9票

反対 5票

以上のとおり賛成が多数です。

よって、本決議案は原案のとおり可決されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

◎動議の提出

〔「動議」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 昨日、私も一般質問しました。数々の皆さんも一般質問しました。その中で、私は冒頭、きょう裁判の終結の日であるということを申し述べ、まさか引き延ばしはしないでしょうねということも議事録に載っていると思います。しかし、結果は放棄ということを知りながら聞

きました。だとすると、きのうあの町長の答弁によりますと、私たち被告の名前を実名を挙げまして、そしていろいろな弁明をしてきたのは事実でございます。その本会議においての話したことを裁判にかかわるものについては全部削除と反省の弁を求めたいと思います。

以上です。

○横山英雄議長 ただいま大野議員から、昨日の裁判に関する謝罪を求める件と会議録の削除を求める動議が出されました。

この動議について賛成の方の挙手を願います。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 この動議は所定の賛成者がありますので、成立しました。

本動議を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 異議なしと認めます。

本動議を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◎12月26日開催の邑楽町議会の一般質問での金子町長の裁判に関する発言の
取り消しと謝罪を求める動議

○横山英雄議長 本動議を議題とします。

提出者から説明を求めます。

大野議員。

○17番 大野 栄議員 動議の趣旨説明をいたします。

きのう、一般質問の冒頭に私は、「本日26日、きょうは結審の日であると。前回、11月の6日の日には引き延ばされましたので、今回は取り下げがないように、まさかないでしょうね」という形で冒頭お話ししました。その回答はありませんでした。そして、いろいろな方が裁判のこと、議会制民主主義あるいは等々のお話がありましたが、町長は事ごとに細かくその事件に関して裁判に訴えた自分の気持ち、あるいは私たちの、被告の議員の名前を言いながら、自分の訴えた趣旨を説明しましたが、昨日弁護士の方からすべてにおいて放棄をするということ。放棄とは一体どういうことなのか、2年3カ月も続けてきながら、大変被告としてストレスを感じ、病気にもなったり、いろんな薬害も受けております。そういった意味で、昨日本会議の中で氏名を公表して、そして裁判のあたかも自分が正当性のあるようなことを申し、答弁の中であったと思います。それら裁判にかかわるものについてはすべて議事録から削除してほしいことと、謝罪をお願いしたいと、私は思います。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小倉修議員。

○11番 小倉 修議員 私も、きのう一般質問の中で、きょうは大野さんの話を聞いて放棄だと、放棄というものは抜けているのかなと、内容がわからないですね。2年3カ月も裁判やっておいて、それで判決を待たずして放棄だと。ボクシングで言えば白いタオル投げたのかなというような気持ちで私聞いていたのですが、きのう私の質問の中では、「私があなたに600万払うことであれば、私は1日も待たずに議員は辞職しましょう」と、あなたに言ったのです。それが判決を待たずに放棄だと、私も初めて聞いたのですが、大野議員さん、本当ですか。

以上です。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 昨日、弁護士からその旨の報告がありました。事実です。

ぜひ議題に上がって、このことで議決をしていただきたいと思います。

○横山英雄議長 ほかに質疑ありませんか。

山田議員。

○5番 山田晶子議員 きんのうの議会での発言に対して削除するということについては、私は反対します。それはなぜかといいますと、事実の経過ですね、そのことなので、私は名前が出ていようが、出ていなかろうが、こういう事実があったということは間違いのないことですので、削除する必要はないと思います。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 何をおっしゃっているのですか。2年3カ月も裁判をして、提出しまして、それでさんざん動員をかけて何十名、あなたも行ったでしょう。それを放棄するということはどういうことですか。負けるから放棄したのでしょうか、見通しが。私は、あなたたちが持ってきた、きょうはテープレコーダーを持っています。弁護士さんが100%この裁判は勝ちますよということ、テープ言って、どうぞあなたたちお勉強してくださいということで、テープを配って歩いたでしょう。きょう持ってきましたよ、テープレコーダー。全員に聞いてもらいましょう。弁護士さんが、この裁判は100%勝ちますよと入っているのですよ。それで、あなたたちはお勉強してくださいって渡したでしょう、そのテープあります。あとで、みんな終わってからじっくり聞きましょうよ、持ってきましたから、テープを。

そういうことで、私は間違いを認めれば削除するし、間違いを認めなければそういうことはできないと、山田議員と同じ立場に立つのではないのでしょうか。その協議ですから、それは議会が認めれば、賛成多数で議案になるし、そして町長がやらないということになればやらないし、それは町長次第。

以上です。私の答弁するあれではありません。

○横山英雄議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

暫時休憩をします。

〔午前10時55分 休憩〕

○横山英雄議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前11時45分 再開〕

○横山英雄議長 12月26日開催の邑楽町議会の一般質問での金子町長の裁判に関する発言の取り消しと謝罪を求める動議について。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

山田議員。

○5番 山田晶子議員 先ほども話しましたように、これは邑楽町の議会でも歩みというか、経過でするので、私は削除するということに反対です。邑楽町がそういうものを、こういうごたごたを何とこののですか、勉強の種として今後いい運営ができていくことを望んで、反対します。

以上です。

○横山英雄議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

〔発言する者なし〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより12月26日開催の邑楽町議会の一般質問での金子町長の裁判に関する発言の取り消しと謝罪を求める動議について、採決します。

本動議は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手多数〕

○横山英雄議長 賛成多数。

よって、本動議は原案のとおり可決されました。

◎町長のあいさつ

○横山英雄議長 以上をもちまして今期定例会の日程は全部終了しました。

閉会に当たり町長から発言の申し出がありますので、許可します。

金子町長。

○金子正一町長 12月定例議会の閉会に当たりまして、一言御礼の言葉を申し上げます。

就任後初めての定例議会、提案いたしました議案について原案どおり可決をいただきまして、ありがとうございます。これから、これからの町づくりについて議員各位からいただきましたご意見等につきまして真摯に受けとめ、誤りのない町づくりのために誠心誠意取り組んでいく所存であります。あと数日で新しい年を迎えるわけでありますけれども、議員各位におかれましては2008年がすばらしい年でありますように心からご祈念を申し上げます。

簡単ではありますが、閉会に当たりまして一言の御礼のごあいさつといたします。大変ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○横山英雄議長 以上で平成19年第4回邑楽町議会定例会を閉会いたします。

ご協力いただきましてありがとうございました。

〔午前11時49分 閉会〕